

## 第 6 章 学部の改組と展望

### 第 1 節 大学教育改革と 教育学部の対応

#### 1 「4年一貫教育」体制の発足

本学における「4年一貫教育」体制は、平成5(1993)年4月より実施された。その細部は「総説編」に譲り、ここでは教育学部に関係するものに限って記したい。

さて「教育改革」概略は、「富山大学教育改革整備委員会」から、教職員・学生のすべてに向けて報告された「富山大学の改革について」(『富山大学学園ニュース(号外)』平成4年12月9日)に示された。その主要な点を摘記すれば、以下のような項目に集約されるだろう。

- 1) 4年一貫教育体制を実施する。教養部を廃止し、一般教育担当の専任教官は設けない。
- 2) 学部は、配置換えする教養部教官を含め、教育研究機能の一層の充実・発展を図る。
- 3) 教育学部では、教員養成課程及び情報教育課程の拡充を図る。
- 4) 現行の専門教育科目を専門科目と改称し、そのなかに専門基礎科目と専攻科目を新設する。前者は従来、一般教育科目として行われている科目のうちの専門基礎的な科目と専門教育科目のなかの基礎的な科目を統合したもので、1年次から開講する。

従来的一般教育課程の科目を教養科目と共通基礎科目に二分し、教養科目として教養原論と総合科目を置く。また共通基礎科目の中に、従来の外国語科目と保健体育科目のほかに、情報処理科目と言語表現科目を新設する。これらの教養教育は、1年次から3年次にかけて専門教育と有機的に連動させて実施する。

- 5) 全学教官は、開講授業科目分野ごとに分類した

授業主題別教科部のいずれかに所属するものとし、当該教科部に係る授業科目を担当する。

#### 2 旧課程生に対する移行措置

続いて旧課程生に対する移行措置が、同じく「富山大学教育改革整備委員会」から、「平成4年以前入学者の教育課程等に関する措置について」(『富山大学学園ニュース(号外)』平成5年2月12日)が発表された。以下に、やはり該当箇所を摘記しておきたい。

- 1) 従来は一般教育課程履修中の学生の身分は教養部にあつたが、平成5年4月からはすべての学生が当該学部所属することになる。
- 2) 平成4年度以前入学者は、入学時の学部規則によるもので従来と変わりがなく、一般教育課程56単位(教育学部では-2単位まで専門教育課程移行可)、専門教育課程84単位、合計140単位が必要である。
- 3) 平成4年度入学者の履修については、従来通りの1.5年間の一般教育課程を実施するために、平成5年9月(第3期)まで、原則として現行通り開講するので、入学時の履修のしかた通りである。
- 5) 平成4年度以前入学者については、一般教育課程未完結者も含めたすべての学生が、平成5年10月の時点で専門教育課程に移行することになる。一般教育課程未完結者は専門教育課程に在籍しながら一般教育課程の単位を履修することになる。
- 6) 専門移行後の特別研究(卒業論文等)に取り組む際の条件については、これまでの教育学部特別研究内規に従う(内規では、3年後期までに一般教育課程を54単位以上、専門教育科目を18単位以上修得した者が、特別研究に入ることができるとしている)。

## 教養部と教育学部

平成7年3月退官  
観山 雪陽  
(社会科・哲学)

第二次大戦後、新制大学の発足と同時に、総合大学において教養部ないしは教養課程が設置された。大学にはそれと共に、専門学部・専門課程が設けられ、合わせて全課程が成立することになった。ところが、先年の全国的な「大学改革」の流れの中で、富山大学は他に先駆けて「4年一貫教育」を目指して教養部を解体し、各専門学部へ吸収することが断行された。しかし教養部が解体されたといっても、それが目指したものが全面的に否定されたわけではなく、各学部において独自に教養教育は重視され、いわゆるクサビ型の履修方式も採用されるなどの工夫がなされている。

このような形で改革が進められた理由は多々あって、簡単に説明することはできないであろう。教養部と専門課程との連関が、円滑・有効に行かないこと、専門課程の期間が短か過ぎること等々、時代の要求に応じがたい面が種々に生じて来たからであろう。

私は、教育学部と教養部の両方に比較的長く勤務したこともあって、両者の関係について少しく思うことがある。両方ともに学科の編成上、ミニ総合大学といった性格を持ち、ほとんど全ての学科を網羅している。従って、本学においてはこれまで、大学全体、教育学部、教養部とで、三重構造が見られたと言うことができよう。

ところで、教育学部は本来、教員という専門職を養成することを目的とするのであるが、とりわけ教養課程と密接な関係にあると言わねばならない。というのも、教師たるものは生徒に対して、単に専門知識の伝授を行うものではなく、全人格的な対応が要求されるからであり、今日このことがますます切実となっていることは周知のところである。

さて、「教養」はドイツ語では Menschenbildung であり、単なる知識や技術の習得ではなく、人間の人格形成を意味する。一般に「教養講座」等々と言われているものとは、次元を異にしたニュアンスを含むのである。この違いをしっかりと認識されていなかったところに、教養課程軽視の傾向が生じるものと考ええる。

哲学者カントは、その晩年に『学部の争い』という大部の論文を発表した。これは「大学論」、ないしは「学問の自由論」と言ってもよい。この著述の動

機は、政府当局による学術論文の検閲問題にあり、カント自身も宗教に関する論文の検閲を受けて、出版停止命令を受けるといったことが起ったことにある（我が国においても教科書検定で絶えず物議をかもしているように）。当時、ヨーロツパの大学では、上級学部（神学部、法学部、医学部）と、下級学部（哲学部 - 今日の理学部はこれに含まれる）とに分けられ、大学内で上級学部が優位を誇っていた。上級学部は、職業人養成を主たる目的とする。すなわち、神学部は神職者、法学部は司法官、弁護士、医学部は医師の養成を目指す。これら学部はそれぞれ、国民の精神的、社会的、身体的福祉を促進すべき当局の方針、政策に従わねばならないという面が強い。それに対して、哲学部の学科はいわゆる「自由学科（リベラル・アーツ）」から成り、政治的関心から独立に「真理そのもの」に関心を持つのであって、当局の統制から自由であるべきであり、そして当局は哲学部の言説に耳を傾ける方が、統治に対しての真の利益をもたらすとした。そして、古来、「哲学は神学の侍女」と言われてきたが、「女王の後ろから裳裾を持ち行く侍女でなく、先に立って炬火（たいまつ）を掲げて行く侍女である」という気概を示したのである。『学部の争い』とは、存立の理念を異にする上級学部と下級学部とが、緊張関係を維持しつつ、一つの Universitas（全体）を構成すべきことを説いたのである。

私は、教養教育の意義はこの下級学部の理念に極めて親しいものであると考える。もっとも、今日の大学の構成や任務はすぐれて複雑であるから、カントの大学論と同列に語ることはできないであろう。教養科目として、単に幅広く各分野の知識を修得するだけに尽きるものでなく、それを通じてむしろ専門課程の基礎に置かれるべき構え、一種の力の涵養が必要であると考え。そうしてのみ、生きた人格として生徒に直面することができるのではなからうか。また、当局の教育政策に対して、批判的態度を堅持する見識と気概を養成することも肝要であると考え。

こうした意味で、教育学部は教養部の理念との関係から見て、他学部と比べてはるかに重要な課題を担っていると考えられるのである。

(1998.9記)

### 3 新・教育課程の内容と特色

教育学部の対応は、上記の号外（『富山大学学園ニュース（号外）』平成4年12月9日）で、以下のよう説明されている。

- 1) 近年、社会の国際化、情報化、高齢化及び生涯学習化が進展している。本学部は、それらに対応して教員養成の4つの課程と情報教育課程が有機的に関連する教育課程の編成をしている。また、教養教育と専門教育の連携も配慮されている。
- 2) 教員養成課程での専門教育の充実をはかるために、教育学概論、教育心理学概論などの教育に関する基礎的専門を必修として1年次に履修させ、その他の教育学、教育心理学に関する専門性の高い講義は2年次以降とした。

さらに教職専門教育の充実の点から、3年次の教育実習の前に、教科教育法ならびに教科の基本科目等を履修させる。

とくに、教育実習の一貫としての観察参加を2年次に実施し、3年次の事前指導とあわせて教育実習内容の充実を図っている。

- 3) 情報教育課程では、教育情報コースと環境情報コースに自由選択科目40単位以上の履修をさせ、自主的な幅広い学際的な学習を促している。また希望する学生には教職単位の履修もできるような配慮もしている。

「教育課程」の大枠は以下の通りである。

卒業要件総単位数	130	単位
教養科目	18	単位
共通基礎科目	12	単位
専門科目	70～79	単位
自由選択	21～30	単位

### 4 教養部教官の所属替え

教養部廃止に伴い、教養部教官17人が本学部に配置換えになった。その所属先は以下の通りである。

国語科2人、社会科1人、体育・保健体育6人、英語科2人、教育情報3人、環境情報3人

これにより、本学部の教官スタッフはより充実したものとなった。しかし、移籍された教官全員がその専門的力量をかならずしも十分に生かせる部署に

配置されたとはいいい難い点で問題が残された。

### 5 新制度生の「特別研究」不許可数

「4年一貫教育」に移行したことにより、すべての学生は、入学時から専門学部にも所属することになったため、専門移行時の単位履修の点検がなくなった。すなわち、旧課程生はすでに述べたように、一般教育課程から専門教育課程に移行する際、54単位（-2単位までは可）の履修完了の有無が点検されてきた。さらに学部3年次修了の時点では、「特別研究」受け付けの条件として、専門教育課程1年半以上の在学と、専攻教科18単位以上の修得、という要件を満たす必要があった。

これに代わる新制度では、「特別研究」にかかる要件が、3年以上の在学と、教養科目・共通基礎科目および専門科目について合計90単位以上の修得を要する、とされるだけで、卒業まで履修単位のチェックはこれのみとなった。

その結果が、「特別研究」の不許可者数にどのように表れたか。旧課程生として平成5・6年度生、新制度生として、平成7・8・9年度生の、それぞれの許可者数と不許可者数とを示したものが、次に掲げた表1である。

表1 特別研究受け付け数

年度	許可者数	不許可者数
平成5年度	219	3
平成6年度	224	2
平成7年度	229	18
平成8年度	240	22
平成9年度	228	31

不許可者数は、平成5年度の3人、平成6年度の2人から、平成7年度18人、8年度22人、9年度31人と、新制度生であきらかに増加していることがわかる。

新制度で不許可者数が増えているが、旧課程生である平成5、6年度の不許可者数は、一般教育課程において留年していた者の数を加えて、平成7年度以降生と比較してみなくてはならない。

一般教育課程にあって留年していた学生の数は、平成2、3年で不許可者数は13人、12人であり、特

別研究不許可者数は平成5年と6年の4年次はそれぞれ3人、2人で、特別研究の当該年次の不許可者数は、結局は、平成5年度16人、平成6年度14人となる。実質的な特別研究不許可者数は、やはり増加していることを銘記すべきであろう。

## 第2節 入試制度の変更

### 1 国立大学の入学者選抜方法

近年、国立大学の入学者選抜方法は、何度かの変更が行われた。平成元年からは、国立大学協会では「連続方式(「A・B日程」)」と、「分離・分割方式」との、2つの方式が提示された。その実施方式等の細部は「総説編」に譲るが、平成3年度まで、本学は連続方式の「B日程」グループに属したため、教育学部もこの実施要領にしたがって入学試験の実施にあたった。

### 2 「分離・分割」制度とその困難さ

上記の方式では、本学志望者の国立大学の出願は、連続方式の「A日程」グループ、または分離分割方式の「前期日程」グループから一つと、連続方式の「B日程」グループである「富山大学」、または分離分割方式の「後期日程」グループから一つを選ぶことで、合計2つの大学・学部に出願できるものであった。

本学部の志願者は、「B日程・後期日程」で受験することから、本学部の受験機会は1度であった。しかしこの方式では、「B日程」の本学部の合格者決定時に、該当者が「A日程」大学と本学部の、いずれを選択するかが判明せず、入学者を確保する点で困難があった。

そのためもあって、平成4年度より本学部の入学者選抜方法は、連続方式B日程から「分離・分割」方式に移行し、受験の機会は2度まで可能になり、「A日程」大学との合格者の競合は少なくなった。ただし中学校教員養成課程のみは、A日程に移行した後、分離分割方式に移行した。

この方式は全学的に実施され、富山大学として統

一された。教育学部でみると、前期7：後期3の比率で合格者を決めるために、募集人員の少ない専攻・教科にあっては、2人前後の募集定員のための試験実施を余儀なくされた。

この方式も、志願者数と受験者数との落差が大きく、受験生側からみるとリスクの大きい試験であることに変わりはなく、大学側からみても、準備や対応の予想が難しい、などの問題点が残っている。

### 3 教育学部における「推薦入試」枠の拡大

入学者選抜方法の多様化を図るねらいから、「推薦入学」制度が平成4年度から導入された。この制度は、従来の「大学入試センター試験」や「個別学力検査」を免除し、それに代えて、「小論文・面接(実技教科は実技試験)」等による試験を課す、というものである。

本学部では、平成4・5年度は「中学校教員養成課程」の理科・家庭・美術専攻で各2人以内、「情報教育課程」で10人以内、の選抜が行われた。

平成6年度には、さらに「中学校教員養成課程」の数学・保健体育・技術専攻各2人が、これに加わられた。この結果、平成6年度では、「中学校教員養成課程」6専攻計12人、「情報教育課程」2コース計10人、学部として合計22人の「推薦入学」となった。

この制度の拡充によって、推薦入試の志願者総数は、平成5年度の59人から同6年度106人に増加し、多くの専攻・コースで志願率が高くなった。それに伴い、志願者の出身地も遠隔地まで広がった。

さらに、平成7～9年度には、「中学校教員養成課程」の音楽専攻も加わって、「中学校教員養成課程」では、数学・理科・家庭・技術・音楽・美術・保健体育の各2人、「情報教育課程」教育情報コース6人、環境情報コース4人、の「推薦入試」選抜が行われた。

しかし、推薦入学者の入学後の学習態度や学力等について、一般選抜学生との格差など問題点が指摘されるようになり、推薦枠についての見直しが行われた。その結果、平成10年度からは、後述するような推薦入学者数に縮小された。

## 4 学部改組に伴う入試の改革

平成9年度の学部改組によって、「小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程」と、「情報教育課程」の5つを、「学校教育教員養成課程、総合教育課程」の2つに再編し、学部入学定員も240人から190人と削減することになった。それに伴い、入試方法を次のように変更した。

### A 「学校教育教員養成課程」の入試方法

- (1) 従来、課程別に設置されていた入学定員を1課程150人の枠組みに再編する。その上で、各系単位に「募集人員」として公表する。
- (2) 入試日程は、従来の「分離・分割」を継続する。
- (3) 芸術・体育系（音楽、美術、保健体育）については、従来通り個別学力検査（二次試験）において、「実技検査」を行う。
- (4) それ以外の系については、個別学力検査において系毎に学力試験を行う。
- (5) 各系では、特別選抜として「推薦入学」を導入し、高度な実技的技能、専門的知識および専門分野に特に関心を示す者の入学を図る。

### B 「総合教育課程」の入試方法

- (1) 入試日程は、従来の「分離・分割」を継続する。
- (2) 特別選抜として、「推薦入学」を導入する。
- (3) 一般選抜においては、従来通り個別学力検査（二次試験）においてコースに関する学力検査を行う。
- (4) 新たに設置する「生涯スポーツコース」に特別選抜として「推薦入学」を導入する。
- (5) 「生涯スポーツコース」の一般選抜において、「実技検査」を行う。

こうした入試方法の概要を定めた後、「学部入学試験委員会」を中心として議論を積み重ねた結果、以下のごとき「平成10年度入学者選抜要項」が定められた。

すなわち、従来の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護教員養成課程と幼稚園教員養成課程は、「学校教育教員養成課程」に再編され、その中に新たに「系」が設置された。従来の教育情報コー

スと環境情報コースをもつ教育情報課程は、「総合教育課程」に変わり、前2コースに新たに「生涯スポーツコース」が加えられることになった。

これを受けて、平成10年度の学部入学定員を合計190人に縮小し、学校教育教員養成課程150人、総合教育課程40人とする。さらに、「前期日程」募集人員117人、「後期日程」募集人員50人、「推薦入学」定員23人、「社会人特別選抜」若干名、と改められた「特別選抜」の内訳は、次のとおりである。

#### a) 推薦入学

##### 学校教育教員養成課程

自然・生活系	理科教育専攻	3人
芸術・体育系	音楽教育専攻	2人
	美術教育専攻	3人
	保健体育専攻	3人

##### 総合教育課程

情報教育コース	6人
環境教育コース	3人
生涯スポーツコース	3人

#### b) 社会人特別選抜

##### 総合教育課程

生涯スポーツコース 若干名

表2 学校教育教員養成課程 入学定員150人

系	入学定員	前期日程	後期日程
学校教育系 (教育学・学校心理学・ 幼児教育専攻)	35	25	10
障害児教育系 (障害児教育専攻)	10	7	3
言語・社会系 (国語教育・英語教育・ 社会科教育専攻)	35	25	10
自然・生活系 (数学教育・理科教育・ 技術教育・家政教育 専攻)	40	26	11
芸術・体育系 (音楽教育・美術教育・ 保健体育専攻)	30	16	6
そのほかに、推薦入学として自然・生活系3人、芸術・体育系8人である。			

表3 総合教育課程 入学定員40人

コース	入学定員	前期日程	後期日程
情報教育コース	20	10	4
環境教育コース	10	4	3
生涯スポーツコース	10	4	3

このほかに、推薦入学として、情報教育コース6人、環境教育コース3人、生涯スポーツコース3人、それに社会人特別選抜として生涯スポーツ若干名である。



平成9年度入試方法の変更を知らせるパンフレット

### 第3節 「自己点検評価」の実施

#### 1 「自己点検評価委員会」の設置

大学改革の一環として、平成3(1991)年12月に設置された「富山大学自己点検・評価に関する検討委員会」の答申をうけ、平成4(1992)年9月より「富山大学自己点検評価委員会」は全学的な点検・評価を開始した。本学部では、平成4年10月に「教育学部自己点検評価委員会」を設け、教育研究活動と管理運営の2つの専門部会を構成した。そして、平成4年度を起点として、過去5年の教育研究活動

と管理運営の点検を行うこととした。さらに、点検評価項目の策定と実施方法などが定められた。

それに基づき、委員長(学部長)より、教科・課程の主任にはそれぞれの教科・課程の特色について、専任教員には各自の研究活動状況について、執筆依頼が行われた。また、報告書の文書化の担当分担も定められた。それぞれの執筆文書内容の検討が行われ、最終的な原稿の決定をみたのは、5(1993)年5月に入ってのことであった。

また、掲載される資料の整理等が行われ、平成5年6月、本学部の自己点検報告書『富山大学教育学部の教育と研究』が公刊された。

平成5年10月には、平成5年度の学部自己点検評価委員会(第5回)において「自己点検評価を踏まえた学部の諸問題について」が討議された。

引き続き、平成6(1994)年4月には同委員会により「平成5年度学部自己点検評価項目」が策定され、委員長より関係教科等および委員会等には、該当項目に係わる点検・評価ならびに資料の作成等が依頼された。

かくして、平成6年9月、第2年目の自己点検評価報告書『富山大学教育学部の教育と研究』が刊行された。

## 2 『富山大学教育学部の教育と研究』の編集

平成5(1993)年6月に公刊された第1年目の自己点検評価報告書『富山大学教育学部の教育と研究』における点検内容の主要点を、「目次」に従って以下に摘記する。



『富山大学教育学部の教育と研究』

1. 教育学部の沿革概要およびその特色
 

本学部の淵源と歴史的経過とが、終戦後の国立学校設置法による教育学部の設置に触れつつ、昭和60年代に及んでたどられている。

併せて、小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・養護学校教員養成課程・幼稚園教員養成課程、ならびに情報教育課程と教育専攻科および附属学校園、教育実践研究指導センターの、それぞれの成立の経緯とその特色についてが記述されている。
2. 教育学部の学生定員および在籍学生数
  - (1) 学生定員と在籍学生数の推移
 

昭和63年度に、「小学校教員養成課程」の定員30人を振り替えて「情報教育課程」を新設したこと、平成元年の「教育職員免許法」の改訂とそれに伴う教職科目内容の変化と教育実習単位の増加、「生活科」の新設、などが述べられている。
  - (2) 入学者選抜方法等および受験者数の推移
 

選抜方法の変遷の概要、すなわち、平成4年度からの推薦入学制度と分離分割方式の導入、「学校教員養成課程」の「連続方式・A日程」への移行など。
3. 教育活動状況
  - (1) 教育課程 特別研究の単位化とその影響など。
 

教育学部規則。
  - (2) 教科・課程の教育方針とその特色
4. 研究活動状況
  - (1) 学術刊行物 本学部が刊行している研究に関する定期刊行物（教育学部紀要、教育実践研究指導センター紀要など）
  - (2) 研究および社会的活動状況
5. 国際交流
  - (1) 教員養成大学・学部学生海外派遣制度による学生の留学、研修の状況、昭和49年度以降の、ドイツ共和国2大学への学生留学の経緯
  - (2) 外国人留学生の受け入れの状況
6. 大学院修士課程設置の準備状況
 

設置の検討経緯（平成2年度以後）。

大学院教育学研究科修士課程設置計画抄。
7. 教員組織
  - (1) 教員の採用、昇任について（「教育学部専任教官の昇任・採用に関する申し合わせ」の成立および経緯などを含む）
    - (2) 教員の採用計画と配置状況
    - (3) 民間人、外国人の教員の採用方針と状況
    - (4) 非常勤講師の採用方針と配置状況
  8. 管理運営・財政
    - (1) 学部長・附属学校園長・附属教育実践研究指導センター長・各種委員会委員の選出方法
    - (2) 学部の管理運営体制
    - (3) 教授会、各種委員会の機能と構成
    - (4) 予算編成と執行配分の方針
    - (5) 概算要求事項の選択と決定方法
  9. 施設整備
    - (1) キャンパス・プラン等施設整備の将来計画
    - (2) 教育施設の現状と将来計画
    - (3) 課外活動施設の現状と計画
    - (4) 学内交通体制と駐車場の整備計画
  10. 就職状況
    - (1) 概観
    - (2) 教員就職者の推移
    - (3) 学部の新しい対応

続いて、平成6（1994）年9月に発行され『富山大学教育学部の教育と研究』では、新たに以下の項目についての点検・評価が実施された。

  1. 入試制度
    - (1) 学生定員の充足と入学志願の状況
    - (2) 推薦入学等の方針と実施状況、受け入れ状況等
    - (3) 私費留学生の特別選抜の方針と受け入れ状況
    - (4) 専攻科の志願者数と受け入れ状況（平成6年度に大学院が設置されたことに伴う専攻科の廃止などを含む）
  2. 学生生活
    - (1) 学生生活の助言・指導体制（学生生活委員会:平成5年度から補導委員会を改称）
    - (2) 職業補導委員会（平成6年度から就職指導委員会と改称）
  3. 教育活動
    - (1) 学生の教育と指導の在り方（ガイダンス・オリエンテーションの実施状況。）授業計画の方針、実施状況。国内外の他大学および学部間の相互交換の状況（認定単位数等）。
    - (2) 「教育実習」の実施計画に関する組織と現状

- (3) 特別研究の指導体制と問題点  
各教科、課程、コースごと。
- (4) 4年一貫教育の実施状況と問題点  
教員養成課程における実状と問題点：  
各教科、課程ごと。  
情報教育課程における実状と問題点：  
コースごと。
- 4. 研究活動
  - (1) 研究活動状況（学部学術定期刊行物。全教官の研究および社会的活動状況）
  - (2) 研究体制（研究費等の旅費。科学研究費、研究助成団体等よりの研究費の受け入れ状況。在外研究員、内地研究員の状況。）
- 5. 大学院教育学研究科修士課程の設置経過
  - (1) 平成5年4月以後の経過
  - (2) 教育学研究科完成への展望
- 6. 教員組織
  - (1) 大学改革に伴う教官構成の変化と問題点
  - (2) 大学院設置計画に伴う教官組織の将来構想
- 7. 国際交流
  - (1) 教官の海外出張・研修の方針と状況
  - (2) 教員養成大学・学部学生海外派遣制度による留学
  - (3) 留学生の受け入れと指導体制
- 8. 地域社会との連携
  - (1) 生涯教育に関する方針と取り組み状況
  - (2) 公開講座の方針と状況
  - (3) 施設開放の方針と状況
  - (4) 社会への協力と参加の状況
  - (5) 市民相談への対応状況
  - (6) 聴講生・研究生の受け入れ
- 9. 附属学校園  
附属小学校、附属中学校、附属養護学校、附属幼稚園の、それぞれの沿革と教育目標、学部との連携（教育実習指導、研究活動、指導における協力体制）、教育研究（研究のあゆみ、研究成果、地域との連携）など。

### 3 今後の問題点

学部の自己点検評価の結果は、上記2冊の報告書として公表された。点検・評価が成果をもたらすためには、客観的な批判とそれを受けた改善への努力

とが必要とされる。

しかしながら、学部独自の問題として、大学院の設置や学部改組、教育職員免許法の改訂等、重要課題の継起があり、前回の点検から若干の空白が生じてしまっている。

また点検のやり方、さらに点検・評価の実施方式についても、取り上げられた項目の現状把握に終始するにとどまるため、点検評価の実質的效果に至るまでには、なお相当の距離があるといえる。

## 第4節 教育学部改革と今後の展望

### 1 学部改組の経緯

少子化の進行に伴い、教員養成を一つの柱とする全国の教育学部では、その影響が顕著なものとなっている。その一つは、学校現場で必要とされる教員数の減少により、教員採用数が激減したことであり、二つには、大学入学志願者数の減少化から、意欲的な学生定員の確保が難しくなってきたことである。

本学部においても、入試における志願者数の逡減と、それに伴う学力レベルの低下などが現れてきたのに加えて、教員採用率が著しく減少した。

これは全国的な状況でもあったが、そのため本学部では、平成7（1995）年1月より「学部将来計画委員会」の中に設置された「小委員会」を中心に、学部改組に向けての取り組みが始められた。

以後、「学部将来計画検討委員会」と同「小委員会」における、学部の将来展望を見据えた改革のための討論と、具体的な改組作業とが繰り返された。

平成7年9月の教授会において、「本学部の学生入学定員総数はこれまで通りとしながら、教員養成系課程の入学定員の3～4割を新課程に振り替え、教育組織と内容を見直す」ことを骨子とした、「学部将来計画検討委員会中間報告」が提案、了承された。学部長からは、改組案を平成9年度概算要求に間に合わせる方向の提案がなされ、了承された。

10月、学部代表者が上記の改組案を文部省に出向いて説明したところ、「教員養成系課程の学生入学定員を削減する」ようにと示唆された。

これを受けて、学長・事務局長などとの打ち合わ



その後、改めて「学部将来計画検討委員会」と「同小委員会」において議論を重ね、「学部の名称は教育学部とする。入学定員を50人程度削減し、その定員分は他学部に移り替える。」という内容の「第二次中間報告」をまとめ、学部教授会に報告して了承を得た。

さらに、12月の文部省との話し合いでは、次の検討事項が提起された。

小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程の3課程を統合することの理念の整理。

卒業要件に複数免許を取得させることとして、学校教育教員養成課程学生の統一免許の方向性についての検討。

各教科において、免許取得のためのカリキュラムの検討。

カリキュラムの改善について整理等。

この後、「学部将来計画委員会小委員会」の作業と検討を中心にしながら、「学部将来計画委員会」「拡大学部将来計画委員会」「学部改組に関する意見交換会」「島根大学の改組計画の報告会」「学部改組に関する教官打ち合わせ会」などを開催し、議論を積み重ねた上で、本学部改組計画がまとめられた。

主な議論点は、入学定員削減数、改組の方向、必修とする取得免許の数と種類、学校教育系内の専攻の内容と入学定員数、などであった。

平成8(1996)年7月、教育学部改組計画は、文部省に概算要求として提出され、その後の所定の経過を経て、平成9(1997)年4月、本学部の改組が実施された。

## 2 改組の内容

以下に改組内容を述べる。

### a 本学部改組の理念と目標

本学部においては、教員養成と学校教育以外の分野での教育的な指導者養成の2つを目標としており、そのため対応する2つの課程が設置される。その2つの課程は相互に補完しながら、学部全体として教育・研究の充実が図られるとするものである。

b 本学部は、義務教育等教員の養成と、学校教育以外の教育に関与する分野での人材育成の、2本柱

から構成される。前者を学校教育教員養成課程とし、後者を総合教育課程とする。

c 学校教育教員養成課程では、児童期から青年前期の発達過程までの児童・生徒を見通す広い視野と、教育的知識と理解力、さらには、教育的実践力の基礎の獲得を目指す。また、学校現場の諸問題に対応できる能力の養成、とりわけ児童・生徒への臨床的指導力を養成する。

d 総合教育課程では、全学生が情報技術に対する習熟をはかり、情報教育コースでは情報活用能力を持つ教育システムエンジニアの養成、環境教育コースでは地球規模から身の回りの環境までを対象にした環境教育に携わる人材の養成、生涯スポーツコースでは生涯にわたる健康保持の視点から生涯スポーツに係わる指導者を養成する。

e 学校教育教員養成課程と総合教育課程は、前者は教育的力量形成の点で後者に寄与し、後者は情報活用能力、環境教育の充実および生涯スポーツの指導力養成の点で前者に寄与し、両者は有機的な関係を持つ。そこから、学部全体の教育・研究のレベルアップが図られる。

### f 改組の基本方向

教員需給の減少に伴う教員採用の減少に対応して、学部の学生定員を削減することと、同時に教育体制、カリキュラムの見直しが図られた。

ア 教員養成の質的向上を企図するとともに、教員需給の動向を考慮し、本学部教員養成系課程(小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程)を学校教育教員養成課程に統合し、学生定員を適正規模に縮小し、より充実した教員養成の体制を整える。

イ 生涯学習社会を実現するための生涯学習指導者の養成を含む教育の広い分野の人材養成を目指し、既存の情報教育課程を見直し、総合教育課程に再編する。

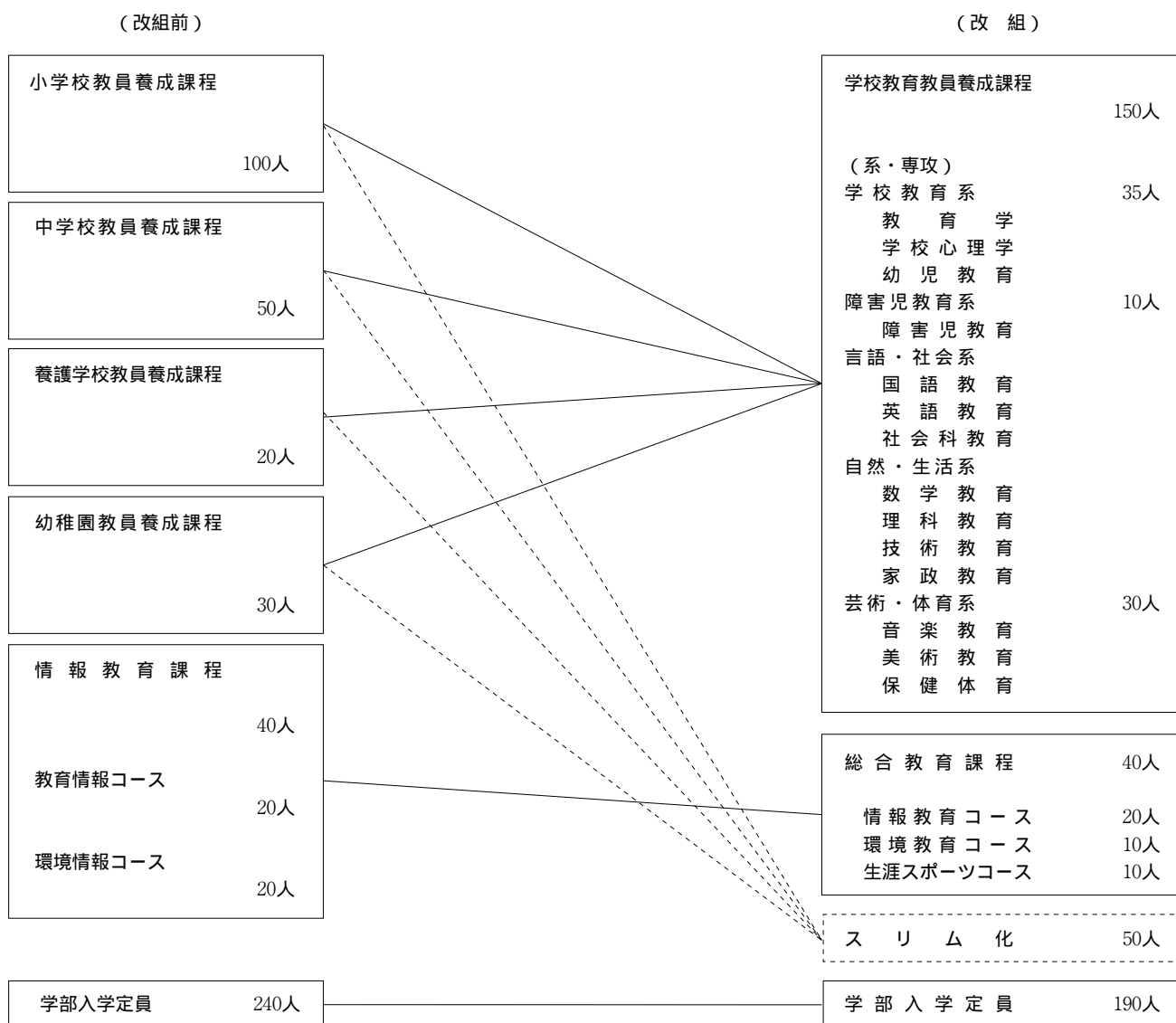
### g 学部改組の枠組み

教員養成系課程の統合と学生定員の50人削減、情報教育課程を総合教育課程に再編し課程認定を廃止することが中心である。

ア 学部入学定員を240人から190人とする。

50人は、工学部へ30人、人文学部・理学部にそれぞれ10人ずつ振り換える。

図1 教育学部改組の枠組み



教官定員は、それに伴い工学部に3人、人文学部・理学部にそれぞれ1人を振り換える。

これに伴い、従来の情報教育課程の教官定員を、現員はそのままとしながら学校教育教員養成課程に移行する。

イ 小学校教員養成課程学生定員100人、中学校教員養成課程学生定員50人、養護学校教員養成課程学生定員20人、幼稚園教員養成課程学生定員30人の、4課程学生定員200人を統合して、「学校教育教員養成課程」とし、学生定員は150人とする。

同課程の中に、学校教育系（教育学、学校心理学、幼児教育）学生定員35人、障害児教育系（障害児教育）学生定員10人、言語・社会系（国語教育、英語教育、社会科教育）35人、自然・生活系（数学教育、理科教育、技術教育、家政教育）40人、芸術・体育

系（音楽教育、美術教育、保健体育）30人を設ける。

以上のように、従来の4つの教員養成課程を学校教育教員養成課程に一本化したこと、教科を「系」で編成したこと、従来の教育心理学を学校心理学に再編したこと、幼稚園教員養成課程は幼児教育として学校教育系に入れたが、養護学校教員養成課程は障害児教育系としたこと、などの特徴がある。  
ウ 情報教育課程学生定員40人（教育情報コース学生定員20人、環境情報コース学生定員20人）を、総合教育課程学生定員40人（情報教育コース20人、環境教育コース10人、生涯スポーツコース10人）に再編する。

この項については、上記の教育学部改組の枠組み（図1）を参照されたい。

第 部 部局編

表 4 小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程

授業科目の区分	課程		小学校教員養成課程		中学校教員養成課程	養護学校教員養成課程		幼稚園教員養成課程	
	教育心理学	専攻	教科専攻	養成課程	第一類	第二類		養成課程	
						第1群	第2群		
科 教 養	教 養 原 論		12						
	総 合 科 目		6						
科 共 通 基 礎 目	外 国 語 科 目		8 ( 2 力 国 語 各 4 )						
	保 健 体 育 科 目		2						
	情 報 処 理 科 目								
	言 語 表 現 科 目		2						
小 計			30						
専 門 科 目	教 科	専 攻 科 目	12	40		24	20		
		基 本 科 目	18	16		10		16	
		計	18	28	40	10	24	20	16
	教	第 一 欄	別 表 目 (イ) に よ る	12	12	8	12	8	12
			第 三 欄	教 科 教 育 法	18	18	2	12	2
			道 徳 教 育	2	2	2	2	2	
			特 別 活 動	2	2	21	2	2	
		第 五 欄	生 徒 指 導 ・ 教 育 相 談 ・ 進 路 指 導	2	2	2	2	2	
	職	第 六 欄	教 育 実 習	5	5	4	5	4	5
			教 育 学 ・ 教 育 心 理 学	10					
		計	51	41	20	35	20	17	
		特 殊 教 育 (別表 による)				23	23		
		幼 稚 園 教 育 (別表 による)						30	
	特 別 研 究	10	10	10	10	10	10		
小 計			79	79	70	78	77	73	73
自 由 選 択			21	21	30	22	23	27	27
合 計					130		130		130

備考 1 養護学校教員養成課程

- (1) 第一類は、小学校教諭普通免許状を取得する課程である。  
第二類は、中学校教諭普通免許状を取得する課程である。
- (2) 第1群は、社会、理科、家庭および技術を専攻する場合を示す。  
第2群は、国語、数学、音楽、美術、保健体育および英語を専攻する場合を示す。
- 2 幼稚園教育の30単位には、教育職員免許法施行規則第6条の表の第四欄に定める。教職に関する科目の最低修得単位18単位を含むものとする。
- 3 「第二欄」、「第三欄」等は、教員職員免許法施行規則第6条の表の規定である。
- 4 自由選択に、教養科目および共通基礎科目の単位を10単位まで含むことができる。

表 5 情報教育課程

授業科目の区分	課程	情報教育課程	
科 教 養	教 養 原 論	12	
	総 合 科 目	6	
科 共 通 基 礎 目	外 国 語 科 目	8 ( 2 力 国 語 各 4 )	
	保 健 体 育 科 目	2	
	情 報 処 理 科 目		
	言 語 表 現 科 目	2	
小 計			30
科 専 門 目	専 攻 科 目 (別表 による)	50	
	特 別 研 究	10	
小 計			60
自 由 選 択			40
合 計			130

備考 自由選択に、教養科目および共通基礎科目の単位を10単位まで含むことができる。

表 6 学部共通科目

授業科目	開設単位	学校教育教員養成課程総合教育課程	
		選	択
教 育 臨 床	2	2	}2
人 権 教 育 論	2	2	
教 育 メ デ ィ ア 実 習	2		2
環 境 教 育 概 論	2		2
生 涯 ス ポ ー ツ	2		2
計	10		4

表7 卒業に必要な単位数  
学校教育教員養成課程  
学校教育系、障害児教育系

授業科目の区分		系・専攻		学校教育系				障害児教育系						
				教育学 学校心理学 専攻		幼児教育社 専攻		障害児教育専攻						
		(小)		(中)				第一群		第二群				
教養科目	教養原論	人文科学系	2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	2	6
		社会科学系	2			2			2		2			
		自然科学系	2			2			2		2			
	総合科目	4		4		4		4		4				
計		18		18		18		18		18				
共通基礎科目	外国語科目		8(2カ国語各4)		8(2カ国語各4)		8(2カ国語各4)		8(2カ国語各4)		8(2カ国語各4)			
	保健体育科目		2		2		2		2		2			
	情報処理科目		2		2		2		2		2			
	言語表現科目		2		2		2		2		2			
小計		30		30		30		30		30				
専門科目	学部共通科目		4		4		4		4		4			
	教科	専攻科目								24		20		
		小学校および幼稚園の教員		18		16		10						
		計		18		16		10		24		20		
	教	第一欄	別表Ⅲ参照		12		12		12		8		8	
			第三欄	教科教育法		18				12		2		2
		道徳教育		2				2		2		2		
		特別活動		2				2		2		2		
		第五欄	生徒指導・教育相談・進路指導		2				2		2		2	
	第六欄		教育実習		5		5		5		4		4	
		専攻科目		10										
	計		51		17		35		20		20			
	専攻科目				30		23		23		23			
	特別研究		6		6		6		6		6			
小計		79		73		78		77		73				
自由選択		25		31		26		27		31				
合計		134		134		134		134		134				

備考 1 障害児教育専攻  
 (1)〔小〕は、小学校教諭普通免許状を取得する課程である。  
 〔中〕は、中学校教諭普通免許状を取得する課程である。  
 (2) 第一群は、理科教育および家政教育を専攻する場合を示す。  
 第二群は、国語教育、英語教育、社会科教育、数学教育、技術教育、音楽教育、美術教育および保健体育を専攻する場合を示す。  
 2 幼児教育専攻の専攻科目30単位には、教育職員免許法施行規則第6条の表の第四欄に定める、教職に関する科目の最低修得単位18単位を含むものとする。  
 3 「第二欄」、「第三欄」等は、教育職員免許法施行規則第6条の表に規定する区分である。  
 4 自由選択に、教養科目および共通基礎科目の単位を10単位まで含むことができる。

第 部 部局編

表8 学校教育教員養成課程  
言語・社会系、自然・生活系、芸術・体育系

授業科目の区分		系・専攻		言語・社会系 国語教育、社会科教育専攻 自然・生活系 数学教育、理科教育、家政教育専攻 芸術・体育系 音楽教育、芸術教育、保健体育専攻			言語・社会系 英語教育専攻  自然・生活系 芸術教育専攻				
		(小)		(中)							
教養科目	教養原論	人文科学系	2	6	2	2	6	2	2	6	2
		社会科学系	2			2			2		
		自然科学系	2			2			2		
	綜合科目	4		4			4				
	計	18		18			18				
共通基礎科目	外国語科目	8(2カ国語各4)		8(2カ国語各4)			8(2カ国語各4)				
	保健体育科目	2		2			2				
	情報処理科目	2		2			2				
	言語表現科目	2		2			2				
小計	30		30			30					
専門科目	学部共通科目	4		4			4				
	教科	専攻科目	12		40			40			
		小学校および幼稚園の教員	16								
		計	28		40			40			
	教職	第一欄	別表Ⅲ参照	12		8			8		
			第三欄	教科教育法	18		2			2	
		道徳教育		2		2			2		
		特別活動		2		2			2		
		第五欄	生徒指導・教育相談・進路指導	2		2			2		
		第六欄	教育実習	5		4			4		
専攻科目											
計	41		20			20					
専攻科目											
特別研究	6		6			6					
小計	79		70			70					
自由選択	25		34			34					
合計	134		134			134					

備考 1 国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、家政教育、音楽教育、芸術教育、保健体育専攻〔小〕は、小学校教諭普通免許状を取得する課程である。〔中〕は、中学校教諭普通免許状を取得する課程である。  
2 「第二欄」、「第三欄」等は、教育職員免許法施行規則第6条の表に規定する区分である。  
3 自由選択に、教養科目および共通基礎科目の単位を10単位まで含むことができる。

表9 総合教育課程

授業科目の区分		コ	ー	ス	情	報	教	育	コ	ー	ス
		環	境	ス	生	涯	ポ	ー	ツ	コ	ー
		環	境	ス	生	涯	ポ	ー	ツ	コ	ー
教養科目	人文科学系	2									
	社会科学系	2									
	自然科学系	2									
	総合科目		4								
	計								6		2
科 共通基礎科目	外国語科目										
	保健体育科目										
	情報処理科目										
	言語表現科目										
小計								8(2カ国語各4)			
専門科目	学部共通科目										
	専攻科目										
	特別研究										
小計								2			
自由選択									2		
合計									30		
合計									4		
合計									54		
合計									6		
合計									64		
合計									40		
合計									134		

備考 自由選択に、教養科目および共通基礎科目の単位を10単位まで含むことができる。

### 3 「新・カリキュラム」の制定

すでに平成元（1989）年4月より実施された「教育職員免許法」の改訂により、「専修免許状」が新設された。「第一種・第二種」免許状の取得についても、生徒指導および教育相談に関する科目、特別活動に関する科目等、新しい教職科目の義務付けと教育実習単位の増加、生活科を含む教科に関する専門科目を全て履修させるなど、必修教科が増大し、免許状取得を卒業要件とする教員養成系課程の学生には負担が増えているという経緯があった。また、中学校・高等学校の教科における甲教科・乙教科の区別がなくなり、一種免許状では教科に関する専門科目はいずれも40単位とされた。（表4、表5参照）

平成9年度から発足した学校教育教員養成課程では、学校種にまたいで、より長期の発達過程の理解とその発達時期に対応できる総合的指導力の形成をねらいとした。したがって、不登校・いじめなどに臨床的に対応できる力、情報活用能力、人権、環境、健康などの諸問題に対処できる力などの形成も視野に入れた。

具体的には、学部共通科目として、「子供の権利

と教育臨床」、「環境教育概論」、「生涯スポーツ概論」、「教育メディア実習」が設けられた（表6参照）。

また本学部学生は、入学時に各専攻・コースに配属される。そのうち、学校教育教員養成課程の学生については、卒業要件の単位内で、異なる校種の2枚の免許状（いずれか1枚は1種）を取得するカリキュラムを編成した。そのため、本学部学生に共通な授業科目は、教養教育30単位、学部共通科目4単位、特別研究6単位となり（「表7、8、9」参照）、卒業要件となる総単位数は134単位と増えた。

なお、平成10年には再度の免許法の改訂が行われる。この変更については触れないが、教員養成に関する考え方の変動のときであった。

### 4 「教育実習」の改革

#### a 「教育実習」の実施内容の変遷

教育実習における昭和50年代の最も重要な出来事としては、昭和58（1983）年11月の、富山市立堀川小学校を学部の教育実習校に指定する協定が締結されたこと、があげられよう。

教育実習の実施形態の細部にも、いくつかの変化があった。

まず、昭和52年度には、「教育実習観察参加」制度が導入された。

続いて、平成元年度には省令によって「事前指導」制度が施行され、本学部では平成2年度より導入された。

教育実習の「事前指導」は、3・4年次生を対象として、教育実習の直前に、教育実践研究指導センターの専任教員を中心として、それに実地指導講師等を加えて実施されてきた。だが、これは当初は必修単位ではなかった。

やがて平成4年度の免許法の改正により、教育実習単位が小・中学校ともに1単位増加したため、その充当を兼ねて「教育実習事前・事後指導1単位」必修分として実施されるに至った。

b 次に、実習校および実習年次の変化がある。

これまでの教育実習は、毎年度2月の「教育実習委員会」において、次年度の「教育実習履修計画案」が作成され、この計画案が、5月に開催される「附属学校運営委員会」ならびに、学部の「教務委員会」の検討を経て、「教授会」に提案・審議・決定される。

この計画に基づき、教育実習は「3年次生」の、6月中の数時間から数日間の「観察参加」から始まる。9月早々には、3日ほどの「事前指導」が行われ、その後の9月から10月にかけて「本実習」となる。

「事後指導」は、レポート提出が課せられている。

12月には、附属学校園ならびに教育実習校（堀川小学校）と実習協力校の各校園長、実習担当教諭と、学部の実習関係教員とにより、教育実習の反省および次年度の教育実習の在り方についての協議がなされる。

c 以下、平成4年度までの教育実習の実施形態を示す。

「課程」ごとの実施学校と時期

小学校教員養成課程

(1) 主免許（小学校）

3年次 10月 2単位 附属または堀川小学校

4年次 9月 2単位 堀川または附属小学校

(2) 副免許（中学校）

4年次 10月 1単位 協力校

中学校教員養成課程

(1) 主免許（中学校）

3年次 9月 1単位 附属中学校

4年次 10月 2単位 附属中学校

(2) 副免許（小学校）

4年次 10月 2単位 協力校

養護学校教員養成課程

(1) 基本実習

3年次 10月 2単位 堀川小学校

または 1単位 附属中学校

4年次 9月 2単位 附属養護学校

(2) 養護学校実習

4年次 10月 2単位 附属養護学校

幼稚園教員養成課程

(1) 主免許（幼稚園）

3年次 10月 2単位 附属幼稚園 または協力幼稚園

4年次 9月 2単位 協力幼稚園 または附属幼稚園

(2) 副免許（小学校）

4年次 10月 2単位 協力校

この実施形態は、平成5年度からの「4年一貫教育」の実施により変更されるに至った。それは、授業日程の全学的統一の必要性から、教育学部における「教育実習」の実施期間を1週間ほど短縮されることになり、それに見合う実習期間の新たな設定がなされたためである。

その導入期の平成5年度には、3年次と4年次の実習期間が重なり、実習担当校の負担は大きなものであった。学生にとっては、2学年の共通実習期間が生じ、経験交流ができるという利点もあったが、4週連続による精神的・身体的な疲労を訴える者もあるなど、教育効果の上では疑問も多かった。

さらに、これまでは3年次と4年次の2カ年にわたって教育実習が行われ、各必修単位が履修されるよう計画されていたが、社会情勢の変貌に伴って、教員採用率が激減し、民間企業への就職等も困難な時代が到来することが見込まれた。そのため、4年次における教員採用試験への取り組みや就職活動が、これまでになく重要視されるようになる。

学部としても、教育実習期間の再検討が必要とされるに至り、4年一貫教育への移行に始まり、教員採用試験への効果的対策などを視野に入れた、新たな实施方式への転換が、平成7年度より取り入れられた。

教育実習の改善についての基本的考え方。

(1) 4年一貫教育の中に、実習全体を位置づけ、早い学年から学校現場に触れさせ、学生の教職への関心と意欲を高めるため、「観察参加」は2年次での実施とする。

(2) 「教育実習」は3年次と4年次に分けられていたが、3年次に集中させることで、早い学年より教職への動機付けを高める。

(3) 従来より実習期間が集中されて長期間になるため、教員採用試験に対するより効果的な対応が期待できる。

特に、これまで中学校教員養成課程にあっては、教育実習1単位の履修で、また養護学校教員養成課程では養護学校そのものの教育実習を経験せずに、それぞれの採用試験に臨んでいた欠点の改善が期待される。

(4) 卒業要件とされる教育実習は、3年次で履修を終えるが、4年次では、さらに2単位分の選択単位を用意して、教員志望者には、教育実習をより豊かに体験させることができる。

主な改善点

(1) 主免の教育実習は3年次で履修させる。

小学校教員養成課程および中学校教員養成課程では、3年次で1単位または2単位、4年次で2単位と別けて履修させていたが、3年次で3単位または4単位を一度に履修させる。

(2) 選択教育実習（主免用）を新設し、4年次に履修させる。

(3) 事前指導の一部として、2年次に観察参加を実施する。

実施年度と教育実習対象年次

実施年度は平成7年度からとし、主免の教育実習を3年次で履修させるという基本計画から、実施対象年次を次のように定める。

(1) 必修（主免、基礎免） 3年次

ただし、養護学校教員養成課程の精神遅滞児教育実習、および幼稚園教員養成課程の主免実習のうちの2単位は、それぞれ4年次に実施する。

(2) 選択（主免） 4年次

選択（主免）実習を新設し、必修単位以上の実習を希望する学生は、4年次に2単位履修できるようにする（精神遅滞児教育実習を除く）。

(3) 選択（副免） 4年次

ただし、情報教育課程の教育実習、および幼稚園教員養成課程の副免教育実習は、それぞれ3年次とする。

教育実習時期および期間

時期 9月から10月

期間 1単位当たり5.5日から7.5日

事前・事後指導

(1) 事前指導

ア 実習直前に実施する。

イ 観察参加を事前指導の一部とする。観察参加についても事前指導を行う。

ウ 観察参加は2年次に実施する。

(2) 事後指導はレポート提出による。

この平成7年度から実施された教育実習の方式においても、平成5年度と同様に、従来の方式による実習生と新制度による学生の実習とが重複し、関係する諸学校では負担増を余儀なくされたが、関係各位の努力と協力により事無きを得た。

このような経緯と変遷を経て、現行の教育実習体制に移行したのであるが、さらに平成12年度より、また新しい免許制度の導入が予定されている。すなわち、平成9（1997）年7月28日の「教育職員養成審議会第一次答申」において、小学校教員、中学校教員、養護学校教員、幼稚園教員のいずれにあって、「教育実習5単位」が課せられるよう報告されており、本学部でもそれに伴うさらなる改訂が必要とされることになろう。

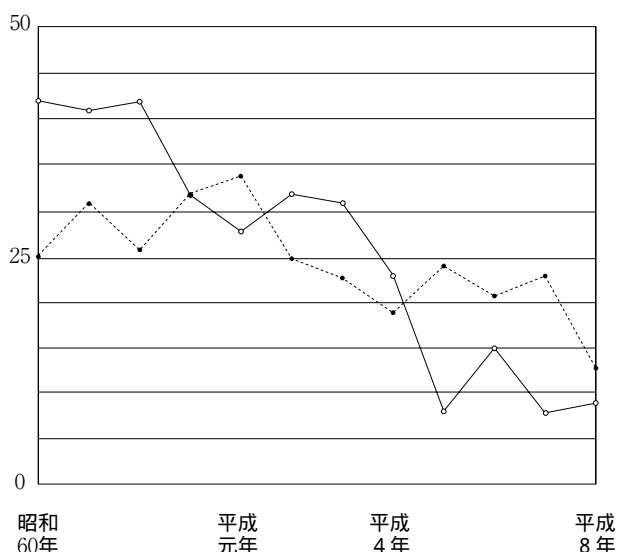
## 5 教員採用数の推移

近年の少子化の影響により、教員採用数は全国的に激減している。富山県でもその様相は明らかであり、平成3年度までの教員の新規採用者数は400人前後を数えたものが、平成4（1992）年では300人を下回り、さらに平成5年度以降は120～140人台に転じ、平成8年度には104人にまで減少した。

これに伴い、本学部卒業生の採用者数も極端に減少した。昭和56（1981）年3月から昭和60（1985）年3月までの卒業生では、正規採用107～135人、期限付き採用35～64人であり、卒業生全体における教



図2 教育学部卒業生のうち教員就職者率の変遷  
(正規採用、期限付き採用…)



員採用者の比率（教員就職率）は、多い年度には67%に達していた。平成3（1991）年3月の卒業生でも、なお正規採用75人、期限付き採用566人であり、教員就職率は54.1%であった。

それが平成4（1992）年3月の卒業生では、正規採用60人、期限付き採用50人と減少し、平成5（1993）年3月～平成7（1995）年3月の卒業生では、正規採用18～32人、期限付き採用49～58人、教員就職率では37.3%となり、さらに平成8年度の卒業生では、正規採用16人、期限付き採用35人、教員就職率20%にまで落ち込む事態に至った。（図2参照）

## 6 教員採用試験への対応

本学部では、この事態への新しい対応として、以下の方策に取り組んできた。

平成4（1992）年12月の「学部拡大職業補導委員会」では、以下の取り組みを確認した。なお、職業補導委員会は、平成6年度以降、「就職指導委員会」と改称した。

### 減少対策の方向

- (1) 教科・課程ごとに教官が学生の教員採用試験に対する積極的・自覚的な取り組みを促す。
- (2) 職業補導委員会は、学生の教員採用率を高めるための具体的な指導、援助の方策（模擬試験や面接への対策、服装やことば遣いなども含む）を検討する。

(3) 入試方法検討委員会は、教員を志望する優秀な学生を獲得できるよう、入試制度の改革（推薦入学者の枠の拡大、「分離・分割」入試方法など）などの、多様な方法の導入を検討する。

(4) 将来計画委員会等は、独自性を有する魅力的な教育課程の編成を検討する。

(5) 教育内容の充実による優秀な教員の育成を目指し、平成6年度の大学院開設を実現すべく、教官の研究業績の積み重ねを強く要請する。

### 具体的活動

これらの目的の達成のために、次のような活動が展開された。

(1) 3年次対象の教員就職のためのガイダンス（一般企業向けは別立て）を実施した。さらに、その開催時期も早めた。

(2) 教員就職対策ガイドブック『君の明日のために（教員採用試験受験の手引き）』（A4判66頁）を作成し、2・3年次生に配布した。

(3) 教員採用試験模擬試験の紹介・仲介、実施などに努めることとした。

(4) 教員養成セミナー（教員採用試験にむけての学力の向上と面接試験への準備的指導）を開催した。

(5) 個人および集団面接、小論文指導等、指導教官を中心とする指導を実施することとした。

(6) 教科・課程ごとに、教員採用試験の受験者数を増やすとともに、他府県の教員採用試験にも出願するように指導することとした。

また、採用試験に関わる情報収集として、参考書・問題集、企業紹介関係図書などの購入、他大学の就職指導の状況の調査・研究等、を行った。

さらに、毎年、教育学部卒業生（「富山教育学窓会」）主催の「教育懇話会」（本学部出身教師による、採用試験の取り組みと教育現場の体験談と交流、を内容としたもの）を共催してきた。

教員採用者数の減少に対する対応は、学部改革の中核的要因をなすものであり、学部組織と研究・教育体制のありかたもそれとの関係で見直された。この課題には、学部を挙げての対応が必要とされている。

最も新しくは、全国の教育学部における教員養成課程の入学定員を、平成10年度から12年度の3年間にわたり、総計5,000人削減する計画が、平成9年度に示された。これは、既述のごとき教員採用数の

激減に伴う政府・文部省の方針であり、本学部もその対応を余儀なくされている。そうした事情もあつ

て、学生の教員採用試験に対する取り組みの指導と援助とは、学部の重い課題となっている。

## 家庭科教育の変遷

平成10年3月退官

中川 眸

(家政教育・家庭科教育、食物学)

家庭科教育は、第二次世界大戦の終結後の教育改革（昭和22年）によって、学校組織の中で行われるようになった教科教育の一つである。それは家庭を中心とする人間の生活に関する知識、理解、技能などの学習を通して、人間形成と社会の発展に貢献するための教育をいう。従って、教科として一定の対象と意図をもち、それに相応しい指導内容の系列を有している。現在では、小・中学校、高等学校における一般普通教育として、また高校においては職業教育としても行われている。それは、平成元年の学習指導要領の改訂によって、初めて小・中学校、高等学校を通して、男女が共に学ぶ共通の教科になったのであった。

上記のように、家庭科という教科名は昭和22年以降のものである。しかしその母体は、明治5年の学制頒布によって尋常小学校で行われた「養生法」と「手芸」とが推移して、明治12年の教育令以降に生じた「裁縫」「家事」の二つの教科に存する。家庭科の母体は、いわば「イエ制度」の中で発展したものであり、その放棄の後に新しい家庭科が誕生したといえることができる。そこには、当時の連合軍総司令部の民間情報教育局（CIE）の指導理念も加わっていた。この時点での家庭科の理念は、「以前の裁縫科と家事科の単なる寄せ集めではない」「家庭科の授業対象は女性のみではない」「内容は技術、技能のみではない」という、三否定から始めようとするものであった。しかし、家庭科の男女共学は小学校で行われたに止まり、それが中学・高校まで一貫するものとされたのは、前述のように平成の年号になってからであった。まさに発足後40年以上の歳月を要したのである。

この間、昭和20年代の中頃には家庭科廃止論も浮上し、家庭科教育関係者はその重要性を強く主張して、CIEが“practical arts”としてその存続を認めたことは、家庭科教育史に残る一つの重大な出来事であった。

昭和30年代以降の高度経済成長は、職業人としての女性を必要とする社会機構の変貌を招来し、食品や洗剤公害などの消費生活における諸問題や、高齢化と情報化社会の進展、家族形態の変化などは、人間生活の最小単位である家族の解体、家庭の崩壊などの現象を生み、幼児・児童・生徒等を不安な環境に陥れるようになった。折しも、家庭科教育学会は昭和33年に発足し、変動する社会現象を踏まえ、家庭科教育の独自性とその必要性や、全般にわたる理論と実践研究を推進しつつ今日に至っている。

近代学校教育の出発点であった学制頒布、戦後の教育改革、そして平成元年の学習指導要領の改訂、の三改革は、日本の家庭科教育における三度の国際化であったとも言えるだろう。特に平成元年の改訂は、小・中・高校を通して男女が共に学習する教科とした点で特筆されるが、そこには、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准に至らしめた、世界的思想の動向があった。教育における男女の平等、とりわけそれが家庭科教育に関連するとき、日本の考え方は諸外国に比べて、例えばドイツより約20年遅れた。ここに、履修形態だけはようやく初期の目的を達した感があるけれど、今後は内容的にも相応しいものとしていかねばならない。

優れた家庭科教員の養成を願い、家庭科教室は平成6年度より大学院教育学研究科修士課程家政教育専攻を、多くの障害を克服して設置することができた。平成10年の現在に至るまで、毎年ほぼ4名の大学院生を受け入れ修了させている。特に、教員として勤めている人の再教育は、指導する大学のスタッフにも有意義なものとなっている。

日本の教員養成大学・学部約50校のうち、家政教育の修士課程を有する大学は、平成6年の時点で既に半数以上であった。本学部の家庭科教室は早い方であったとは言い難いが、質の高い研究と教育が今後も継続されることを願っている。

(1998.9記)